

## 特定動物の飼養及び保管の許可に係る基準の解釈及び運用

### 第1 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

#### 1 第17条第1号イ関係

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度としては、細目及び第2による基準の他、以下の基準を満たしていること。

- (1) 外部との出入り口の戸に設ける施錠設備については、1つの戸ごとに2以上とすること。
- (2) 特定動物が脱出するおそれがない方法で給餌及び汚物の処理をすることができる構造であること。
- (3) 特定動物を施設の外から監視できる構造であること
- (4) 特定動物を自然に近い状態で放飼いにし、観客が自動車等に乗車してこれを見学する動物園においては、(1)~(3)の基準に加え、柵は適当な間隔をおいて二重に設けられていること。この場合において、内側の柵に代えて空堀を設けることができるものとする。

#### 2 第17条第1号ロ関係

ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模としては、細目及び第2による基準の他、以下の基準を満たしていること。

- (1) おり型施設等においては施設から1メートル以上、擁壁式施設等においては施設からから2メートル以上(ぞう類にあっては、6メートル以上)離れたところに、幼児がくぐり抜けることができない構造の柵が設けられていること。
- (2) おり型施設等及び水槽型施設等については、住居の出入り口、人の多数集合する場所及び道路に面する場所に設置されていないこと(販売又は展示の目的で飼育する場合を除く)。

### 第2 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

1 おり型施設等（第1条第1号）

一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

(1) 第1条第1号ロ関係

ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

特定動物の体力及び修正に応じた堅牢な構造、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものとして、材料の接合部が、十分な強度及び耐久性を有すること。

(2) 第1条第1号ハ関係

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

特定動物が通り抜けることができないおりの格子の間隔又は金網の目の大きさとして、以下のとおりであること。

| 科名  |     |                        | 飼育施設          |  |
|-----|-----|------------------------|---------------|--|
|     |     |                        | 形態            | 主要構造   |
| 哺乳網 | 霊長目 | ひと科                    | 鉄おり           | (丸鋼)<br>径 22ミリメートル以上<br>間隔 50ミリメートル以下            |
|     |     |                        | 金網おり          | (溶接金網)<br>線径 5ミリメートル以上<br>網目 75ミリメートル×75ミリメートル以下 |
|     |     |                        | 前面ガラスのコンクリート造 | 強化ガラス又は合わせガラス                                    |
|     |     | おまきざる科、おながざる科及びびてながざる科 | 金網おり          | (ひし形金網)<br>線形 4ミリメートル以上<br>網目 32ミリメートル以下         |
|     |     |                        | 前面ガラス         | 強化ガラス又は合わせガラス                                    |

|     |                          |         |   |                                |
|-----|--------------------------|---------|---|--------------------------------|
|     |                          |         | のコンクリート造  |                                |
| 食肉目 | いぬ科                      | 鉄おり     | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 80ミリメートル以下   |                                |
|     |                          | 金網おり    | (溶接金網)<br>線径 5ミリメートル以上<br>網目 50ミリメートル×50ミリメートル以下  |                                |
|     | くま科                      | 金網付き鉄おり | (丸鋼)<br>径 19ミリメートル以上<br>間隔 50ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。  |                                |
|     | ねこ科(ヒョウ属のうちライオン及びトラに限る。) | 金網付き鉄おり | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 120ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。 |                                |
|     |                          | 金網おり    | (溶接金網)<br>線径 7ミリメートル以上<br>網目 160ミリメートル×100ミリメートル以下  |                                |
|     | ねこ科(ヒョウ属のうちライオン及びトラを除く。) | 金網付き鉄おり | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 80ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。  |                                |
|     |                          | 金網おり    | (溶接金網)<br>線径 6ミリメートル以上<br>網目 80ミリメートル×80ミリメートル以下  |                                |
|     | 鳥網                       | たか目     | コンドル科及びたか科  | 金網おり<br>(溶接金網)<br>線径 4ミリメートル以上 |

|          |                   |   |      |  |
|----------|-------------------|---|------|--|
|          |                   |   |      | 網目 150ミリメートル×50ミリメートル以下                  |
| は<br>爬虫綱 | とかけ目<br>及びわに<br>目 | 大とかげ科及び<br>アリゲーター<br>科、クロコダイ<br>ル科及びガビア<br>ル科 | 金網おり | (ひし形金網)<br>線径 4ミリメートル以上<br>網目 32ミリメートル以下 |

## 2 擁壁式施設等（第1条第2号）

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

### (1) 第1条第2号イ関係

イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

特定動物の体力及び修正に応じた堅牢な構造、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものとして、柵等を固定するための基礎は、コンクリート造りであること。

### (2) 第1条第2号ロ、ハ及びニ関係

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、特定動物の逸走を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。  
 ハ 柵式の施設にあつては、特定動物の逸走を防止するため、返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。  
 ニ 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

擁壁式、空堀式又は柵式の施設にあつて、特定動物の逸走を防止するための十分な高さ、又は柵式の施設にあつて、特定動物が通り抜けることができない格子の間隔若しくは金網の目の大きさとして、以下のとおりであること。

| 科名       |     |                    | 飼育施設 |      |               |
|----------|-----|--------------------|------|------|---------------|
|          |     |                    | 形態   | 主要構造 |               |
| は<br>哺乳綱 | 霊長目 | おまきざる科、<br>おながざる科、 | 擁壁   | 高さ   | 4メートル以上       |
|          |     |                    | 堀    | 深さ   | 4メートル以上 幅 4メー |

|          |                          |              |      |  |
|----------|--------------------------|--------------|------|--|
|          |                          | てながざる科及びびひと科 |      | トル以上   |
| 食肉目      | くま科                      |              | 擁壁   | 高さ 3.5メートル以上   |
|          |                          |              | 堀    | 深さ 3.5メートル以上 幅 4メートル以上   |
|          | ねこ科(ヒョウ属のうちライオン及びトラに限る。) |              | 金網さく | (溶接金網)<br>線径 7ミリメートル以上<br>網目 160ミリメートル×100ミリメートル以下<br>高さ 5メートル以上<br>忍び返し 500ミリメートル以上 |
|          |                          |              | 擁壁   | 高さ 4.5メートル以上   |
|          |                          |              | 堀    | 深さ 4.5メートル以上<br>幅 10メートル以上   |
| 長鼻目      | ぞう科                      |              | 鉄さく  | (円形鋼管)<br>外径 140ミリメートル以上<br>間隔 500ミリメートル以下<br>高さ 3メートル以上                             |
|          |                          |              | 擁壁   | 高さ 3メートル以上   |
|          |                          |              | 堀    | 深さ 1.5メートル以上<br>幅 5メートル以上  |
| 奇蹄目及び偶蹄目 | さい科、かば科及びうし科             |              | 鉄さく  | (円形鋼管)<br>外径 100ミリメートル以上<br>間隔 500ミリメートル以下<br>高さ 2メートル以上                             |
|          |                          |              | 擁壁   | 高さ 2メートル以上   |
|          |                          |              | 堀    | 深さ 2メートル以上<br>幅 4メートル以上  |
| 偶蹄目      | きりん科                     |              | 金網さく | (ひし形金網)<br>線径 3.2ミリメートル以上<br>網目 50ミリメートル以下<br>高さ 2メートル以上                             |
|          |                          |              | 擁壁   | 高さ 4メートル以上   |
|          |                          |              | 堀    | 深さ 1.5メートル以上<br>幅 4メートル以上  |
| 鳥網       | だちょう目                    | ひくいどり科       | 金網さく | (溶接金網)<br>線径 3.2ミリメートル以上<br>網目 100ミリメートル×100ミリメートル以上<br>高さ 1.8メートル以上                 |

|  |  |  |    |                           |
|--|--|--|----|---------------------------|
|  |  |  | 擁壁 | 高さ 1.8メートル以上              |
|  |  |  | 堀  | 深さ 1.5メートル以上<br>幅 5メートル以上 |

### 3 移動用施設（第1条第3号）

三 「移動用施設」とは、特定動物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

#### (1) 第1条第3号イ関係

イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

特定動物の体力及び修正に応じた堅牢な構造、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものとして、材料の接合部が、十分な強度及び耐久性を有すること。

#### (2) 移動型施設において、おり又は網室を用いる場合、第1条第3項で定める基準の他、以下の基準を満たしていること。

##### 第1条第1号ハ関係

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

特定動物が通り抜けることのできないおりの格子の間隔又は金網の目の大きさとして、以下のとおりであること。

| 科名  |     |     | 飼育施設 |  |
|-----|-----|-----|------|--|
|     |     |     | 形態   | 主要構造   |
| 哺乳綱 | 霊長目 | ひと科 | 鉄おり  | (丸鋼)<br>径 22ミリメートル以上<br>間隔 50ミリメートル以下            |
|     |     |     | 金網おり | (溶接金網)<br>線径 5ミリメートル以上<br>網目 75ミリメートル×75ミリメートル以下 |

|     |                          |               |   |
|-----|--------------------------|---------------|---|
|     |                          | 前面ガラスのコンクリート造 | 強化ガラス又は合わせガラス   |
|     | おまきざる科、おながざる科及びびてながざる科   | 金網おり          | (ひし形金網)<br>線形 4ミリメートル以上<br>網目 32ミリメートル以下  |
|     |                          | 前面ガラスのコンクリート造 | 強化ガラス又は合わせガラス   |
| 食肉目 | いぬ科                      | 鉄おり           | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 80ミリメートル以下   |
|     |                          | 金網おり          | (溶接金網)<br>線径 5ミリメートル以上<br>網目 50ミリメートル×50ミリメートル以下  |
|     | くま科                      | 金網付き鉄おり       | (丸鋼)<br>径 19ミリメートル以上<br>間隔 50ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。  |
|     | ねこ科(ヒョウ属のうちライオン及びトラに限る。) | 金網付き鉄おり       | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 120ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡らされていること。 |
|     |                          | 金網おり          | (溶接金網)<br>線径 7ミリメートル以上<br>網目 160ミリメートル×100ミリメートル以下  |
|     | ねこ科(ヒョウ属のうちライオン及びトラを除く。) | 金網付き鉄おり       | (丸鋼)<br>径 13ミリメートル以上<br>間隔 80ミリメートル以下<br>床から1.5メートルまでの部分には、線径2.6ミリメートル以上、網目40ミリメートル以下のひし形金網が巡           |

|          |           |                               |      |   |
|----------|-----------|-------------------------------|------|---|
|          |           |                               |      | らされていること。   |
|          |           |                               | 金網おり | (溶接金網)<br>線径 6ミリメートル以上<br>網目 80ミリメートル×80ミリメートル以下  |
| 鳥網       | たか目       | コンドル科及びたか科                    | 金網おり | (溶接金網)<br>線径 4ミリメートル以上<br>網目 150ミリメートル×50ミリメートル以下 |
| は<br>爬虫網 | とかげ目及びわに目 | 大とかげ科及びアリゲーター科、クロコダイル科及びガビアル科 | 金網おり | (ひし形金網)<br>線径 4ミリメートル以上<br>網目 32ミリメートル以下          |

(3) 移動型施設において、水槽等を用いる場合、第1条第3号で定める基準の他、以下の基準を満たしていること。

第1条第4号口関係

口 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

特定動物の体力及び修正に応じた堅牢な構造、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものとして、材料の接合部が、十分な強度及び耐久性を有しており、かつ、その構造が、以下のとおりであること。

| 科名       |           |                                       | 飼育施設     |   |
|----------|-----------|---------------------------------------|----------|---|
|          |           |                                       | 形態       | 主要構造                                      |
| は<br>爬虫網 | かめ目及びとかげ目 | かみつきがめ科、どくとかげ科、ボア科、なみへび科、コブラ科及びくさりへび科 | ガラス槽     | 強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス                      |
|          |           |                                       | 木板又は鉄板の箱 | 木板の厚さ<br>25ミリメートル以上<br>鉄板の厚さ<br>3ミリメートル以上 |
|          | とかげ目及びわに目 | おおとかげ科、アリゲーター科、クロコダイル科及びガビアル科         | ガラス槽     | 強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス                      |

|  |  |    |  |  |
|--|--|----|--|--|
|  |  | ル科 |  |  |
|--|--|----|--|--|

#### 4 水槽型施設等（第1条第4号）

四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

##### 第1条第4号口関係

口 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

特定動物の体力及び修正に応じた堅牢な構造、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものとして、材料の接合部が、十分な強度及び耐久性を有しており、かつ、その構造が、以下のとおりであること。

| 科名       |           |                                       | 飼育施設     |   |
|----------|-----------|---------------------------------------|----------|---|
|          |           |                                       | 形態       | 主要構造                                      |
| は<br>爬虫綱 | かめ目及びとかげ目 | かみつきがめ科、どくとかげ科、ボア科、なみへび科、コブラ科及びくさりへび科 | ガラス槽     | 強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス                      |
|          |           |                                       | 木板又は鉄板の箱 | 木板の厚さ<br>25ミリメートル以上<br>鉄板の厚さ<br>3ミリメートル以上 |
|          | とかげ目及びわに目 | おおとかげ科、アリゲーター科、クロコダイル科及びガビアル科         | ガラス槽     | 強化ガラス、合わせガラス又は網入板ガラス                      |

### 第3 その他

#### 1 安全上支障がないと認める場合の特例

特定動物の大きさ、体力等並びに施設の形態及び構造を勘案して総合事務所長が安全上支障がないと認めるときは、本通知第1及び第2の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。